

五所川原商工会議所生命共済制度規約

(目的)

第1条 この規約は、五所川原商工会議所が、商工業者の相互扶助の精神に基づき、主として中小企業に従事する者について実施する生命共済制度（以下「本制度」という）の内容およびその業務の方法について定めることを目的とする。

(加入資格)

第2条 本制度への加入は、五所川原商工会議所の会員事業主、役員およびその従業員（家族従業員を含む）で、つぎの各号のいずれかにも該当する者に限る。

ただし、事業所、および加入しようとする者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力）に該当する場合、および反社会的勢力に関与している場合は加入できない。

(1)加入時の年齢が14才6ヶ月を超えて65才6ヶ月までの者とする。ただし、65才6ヶ月まで加入した者は70歳6ヶ月まで継続加入できるものとする。

(2)保険の効力発生日の前日において罹病（医師の診断による）または、受傷していない者

(加入金額)

第3条 本制度への加入は、口数制度により取り扱い50万円を1口とし、加入者1人につき5口を限度とする。ただし、60才6ヶ月を超えた者は2口を限度とする。

(掛金)

第4条 本制度の掛金は、別表のとおりとする。

(加入の申込み)

第5条 本制度への加入希望者は、加入申込書に所定の事項を記入のうえ、五所川原商工会議所に申し込むものとする。

(効力の発生)

第6条 本制度の効力は、加入申込日の翌々月1日から生じるものとする。

(期間)

第7条 本制度の期間は、6月1日より翌年5月31日までの1年間とし毎年自動的に更新する。

(掛金の払い込み)

第8条 掛金の払い込みは、毎月20日（休日の場合は翌日）に指定金融機関の指定預金口座から自動振替により払い込むものとする。

(口数の増額)

第9条 加入者は、5口までの範囲内で口数を増額することができる。ただし、第2条(2)および第3条に該当する場合は、この限りでない。

第10条 口数増額希望者は、所定の変更訂正通知書に必要事項を記入のうえ、五所川原商工会議所に申し出るものとする。

第11条 加入者が期間中に死亡したとき、加入口数に応じ、所定の死亡保険金を受取人に支払う。

(高度障害保険金の支払)

第12条 加入者が効力発生日以後、傷害または疾病により期間中に次の各号のいずれかに該当したとき、死亡保険金と同額の高度障害保険金を受取人に支払う。

(1)両眼の視力をまったく永久に失ったとき

(2)言語またはそしゃくの機能をまったく永久に失ったとき

(3)中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常時介護を要するとき

(4)胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常時介護を要するとき

(5)両上肢とも手関節以上で失ったか、またはその機能をまったく永久に失ったとき

(6)両下肢とも足関節以上で失ったか、またはその機能をまったく永久に失ったとき

(7)1上肢を手関節以上でかつ、1下肢を足関節以上で失ったか、またはその機能をまったく永久に失ったとき

(8)1上肢の機能をまったく永久に失い、かつ1下肢の足関節以上で失ったとき

(災害保険金の支払)

第13条 加入者が期間中に、次の各号のいずれかに該当したときは、死亡保険金の4倍額の災害保険金を死亡保険金の支払いと同時に受取人に支払う。

(1)効力発生日以後の不慮の事故を直接の原因とし、その事故から起算して180日以内に死亡したとき

(2)伝染病予防法第1条第1項または、第2項に規定する疾病を直接の原因として死亡したとき

(ガン入院一時金の支払)

第14条 加入者が効力発生日以後の期間中に診断確定されたガンを直接の原因とし、日本国内の病院または診療所に1日以上(日帰りを含む)入院したときは1口について20,000円を一時金として受取人に支払う。ただし、一時金の支払は、起算して1期間1回をもって限度とする。

(6大生活習慣病入院一時金の支払)

第15条 加入者が効力発生日以後の期間中に診断確定された6大生活習慣病(糖尿病、心疾患、高血圧性疾患、脳血管疾患、肝硬変、慢性腎不全)を直接の原因とし、日本国内の病院または診療所に1日以上(日帰りを含む)入院したときは1口について10,000円を一時金として受取人に支払う。ただし、一時金の支払は、起算して1期間1回をもって限度とする。

(ガン先進医療一時金の支払)

第 16 条 加入者が効力発生日以後の期間中に診断確定されたガンについて、その治療を直接の目的とした先進医療による療養を日本国内の病院または診療所において受けたときは1口について50,000円を一時金として受取人に支払う。ただし、一時金の支払は、起算して1期間1回をもって限度とする。

(事故入院給付金の支払)

第 17 条 加入者が効力発生日以後の期間中に、不慮の事故を直接の原因とし、その事故の日から起算して180日以内に日本国内の病院または診療所に1日以上入院したときは1口について、入院1日あたり2,000円の事故入院給付金を受取人に支払う。ただし、同一の不慮の事故による事故入院給付金の支払は、入院日数60日を限度とする。

(病気入院見舞金の支払)

第 18 条 加入者が効力発生日から1年以上経過後の期間中に疾病を直接の原因とし、5日以上、病院または診療所に入院したときは、次によって病院入院見舞金を受取人に支払う。ただし、病気入院見舞金の支払は、起算して1期間1回をもって限度とする。

(1)入院日数5日以上の場合、1口について5,000円

(事故通院見舞金の支払)

第 19 条 加入者が効力発生日以後の期間中に、不慮の事故を直接の原因とし、5日以上、病院または診療所に通院し、治療を受けたときは次によって事故通院見舞金を受取人に支払う。ただし、事故通院見舞金の支払は、通算して1期間1回をもって限度とする。

(1)通院日数5日以上の場合、1口について5,000円

(結婚祝金の支払)

第 20 条 加入者が効力発生日から1年以上経過後の期間中に結婚したときは、1口について5,000円の結婚祝金を受取人に支払う。

(出産祝金)

第 21 条 加入者または加入者の配偶者が効力発生日から1年以上経過後の期間中に結婚したときは、1口について5,000円の出産祝金を受取人に支払う。

(満了祝金)

第 22 条 加入者が通算して5年以上経過後、満了年齢(保険年齢70歳)に達したときは、1口について5,000円の満了祝金を受取人に支払う。

(保険金・給付金および見舞金・祝金の受取人)

第 23 条 本制度の保険金・給付金および見舞金・祝金の受取人は一括して、申込の際、事業所または加入者のいずれかを指定するものとする。ただし、保険金受取人を加入者と指定した場合

および、給付金または見舞金・祝金を受け取る前に加入者が死亡した場合には、労働基準法施行細則第42条および45条の規定により支払うものとする。この場合、同順位の者が2人以上あるときは、代表者1人を定め、その代表者が他の受取人の代理をするものとする。

(保険金・給付金および見舞金・祝金の請求手続)

第24条 加入者に保険金・給付金および見舞金・祝金の請求事由が生じたときは、所定の書類により五所川原商工会議所あてに請求するものとする。

(中途加入)

第25条 期間の中途においても加入できるものとする。ただし、中途加入者の初年度の期間は、最初に到来する5月31日までとする。

(脱退)

第26条 加入者が次の各号のいずれかに該当したときは、脱退したものとする。ただし、脱退の日は掛金の払い込まれている月の末日とする。

- (1)加入者が脱退を希望し、その手続きを完了したとき
- (2)加入者が死亡または第12条の高度障害状態に該当したとき
- (3)加入者が会員事業所を退職したとき
- (4)事業所が五所川原商工会議所から脱退したとき
- (5)掛金が2ヶ月連続して振替不能になったとき

(保険金・給付金および見舞金・祝金の代理受領)

第27条 保険金・給付金および見舞金・祝金の受取人が加入者のときは、その事業所の代表者の届出印による代印によって代表者を通じて支払うことができるものとする。また代表者は、その責任において、正当な受取人に支払いその受領証は、代表者が保管するものとする。

(加入の取消)

第28条 この規約に定める加入資格を有しない者が加入したときは、ただちにその加入は取消され、一切の権利は加入時に遡及して失うものとする。

ただし、加入事業所および加入者が、反社会的勢力に該当すると認められるとき、および反社会的勢力に関与していることが認められるときは、共済契約を解除するものとする。

(免責)

第29条 保険金・給付金および見舞金の支払事由が、次の各号のいずれかに生じた場合は、保険金・給付金および見舞金を支払わないものとする。

- (1)死亡保険金・給付金および入院見舞金
 - (イ) 加入者が効力発生以後1年以内に自殺したとき
 - (ロ) 加入者または受取人の故意または悪意によるとき
 - (ハ) 戦争その他の変乱によるとき

(2)災害保険金・障害保険金・入院給付金および通院見舞金

(イ) 加入者または、受取人の故意または悪意あるいは重大な過失によるとき

(ロ) 加入者の犯罪行為または精神障害あるいは泥酔によるとき

(ハ) 地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によるとき

(剰余金の分配)

第 30 条 本制度は 1 期間ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合には、加入事業所または加入者に対し、負担した掛金の割合に応じて分配する。

(規約の改正)

第 31 条 この規約は、社会状況等に変化が生じた場合、改正することがある。

(制度の運営)

第 32 条 この制度は、アクサ生命保険株式会社との間に締結する定期保険（団体型）と五所川原商工会議所独自の見舞金制度にもとづき運営されるものとする。

附 則

(施行期日)

この規約は平成 18 年 6 月 1 日より実施する。

この規約は平成 25 年 6 月 1 日より一部改定実施する。

この規約は平成 29 年 6 月 1 日より一部改定実施する。